

静基LPS-V23001-1
平成29年 3月 1日

現地外注整備共通仕様書
(道路運送車両法適用市販型車両)

航空自衛隊静浜基地

目 次

- 1 総 則
 1. 1 適用範囲
 1. 2 用語の定義
 1. 3 引用文書等
 - 2 役務に関する要求
 2. 1 一般
 2. 2 整備作業の種類
 2. 3 作業内容
 2. 4 部品・材料
 2. 5 機能・性能
 2. 6 かし担保期限
 2. 7 保証
 - 3 品質保証
 3. 1 品質保証資料
 3. 2 監督・検査
 - 4 出荷条件
 4. 1 製品の包装
 4. 2 包装の表示
 - 5 その他の指示
 5. 1 提出書類
 5. 2 官給品
 5. 3 附属品・予備品
 5. 4 計測器・試験装置
 5. 5 安全管理
 5. 6 補給の手続き
 5. 7 契約相手方の技術協力
 5. 8 仕様書の疑義
- 別紙様式第1 修理要領明細書
- 別紙様式第2 官給部品使用明細書
- 別紙様式第3-1 修理不能品発生（見込）報告書
- 別紙様式第3-2 計算内訳資料
- 別紙様式第4 納品書・検査調書

| 航空自衛隊仕様書 | | |
|----------------|-------------------------------------|----------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 |
| | 性質による分類 | 共通仕様書 |
| 物品番号 | | 仕様書番号 |
| 品名 又は 件名 | 現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用 市販型車両) | 静基LPS-V23001-2 |
| | | 承認 平成27年 2月25日 |
| | | 作成 平成27年 2月25日 |
| | | 改正 平成29年 3月 1日 |
| | | 改正 平成31年 2月 日 |
| | 作成部隊等名 | 第11飛行教育団 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第11飛行教育団（静浜基地）が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。ただし、この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- a) 参考文書 参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。
- b) 個別T O等 個別T O等とは、次に示すものをいう。
 - 1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）
 - 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
- c) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
- d) 修理不能 修理不能とは、次の各号をいう。
 - 1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
 - 2) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
 - 3) 特に官側が規定した場合
- e) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

f) 検査 検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1. 3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1. 3. 1 引用文書

a) 法令等

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告示第123号）
- 優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
- 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
- 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）
- 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
- 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
- 個別TO等

c) その他

- 自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会）

1. 3. 2 参考文書

a) 法令等

- 航空自衛隊調達規則（JAFR124）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）

2 役務に関する要求

2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから発注書で指定する。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

2. 2. 1 定期点検

定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、1年、2年）を実施するものとする。道路運送車両法の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し、承認を得たのち、保安基準に適合させるために行う整備（以下「付帯整備」という。）を実施するものとする。

2. 2. 2 車検整備

車検整備は、自動車の検査を受ける車両等を保安基準に適合させるために必要な整備をいう。

2. 2. 3 オーバーホール

オーバーホールは、車両等の信頼性の維持又は回復させることを目的として次の作業を実施し、個別仕様書に引用する技術指令書等に定める要求性能を発揮するようにするものとする。

- a) 分解・洗浄
- b) 修復
- c) 交換
- d) 組立調整
- e) 潤滑
- f) 塗装
- g) 機能検査

2. 2. 4 臨時修理

臨時修理は、故障等により本来の機能を発揮できない状態の機能回復を目的として次の行程の作業を実施し、個別仕様書に引用する技術指令書等に定める要求性能を発揮するように修理するものとする。

- a) 故障診断
- b) 修復作業
- c) 潤滑
- d) 機能検査

2. 2. 5 改修

改修は、個別仕様書に規定する作業を実施するものとする。

2. 3 作業内容

この仕様書の2. 2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2. 3. 1 定期点検

- a) 定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行うものとする。
- b) 車両等が規定の機能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録するものとする。
- c) 付帯整備は、この仕様書の2. 3. 5項により行うものとする。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

2. 3. 2 車検整備

- a) 車検整備は、自動車整備標準作業点数表に示す保安確認検査の項目及び、個別仕様書で規定した作業を行うものとする。
- b) 車検整備を実施した結果、保安基準に適合しないと認められる場合は、その状態を監督官に報告し承認を得たのち、この仕様書の2. 3. 5項に示す作業を実施するものとする。

2. 3. 3 分解・洗浄

個別仕様書で交換を規定した部品等については分解・洗浄をしないものとし、次の示すとおりとする。

- a) 個別仕様書で規定する関連文書に基づき実施するものとする。
- b) 分解・洗浄の範囲及び手順が関連文書に示されていないものについては、整備作業の種類に応じて必要最小限及び最適な方法により実施するものとする。

2. 3. 4 故障診断

故障診断は、個別仕様書で規定する関連文書に基づき実施するものとし、次に示すとおりとする。

- a) 個別仕様書で指示する部位（車両全体の場合は省略する。）について目視点検、機能点検又は計測等により故障部位及び状態の確認を行い、監督官の確認を得るものとする。
- b) 必要に応じて分解、洗浄及び点検又は試験を実施し、要修理箇所、修理方法及び要交換部品を確認する。
- c) 前号の結果を修理要領明細書（別紙様式第1）に記録し、監督官の確認を得るものとする。

2. 3. 5 修理等

- a) 交換 交換は、この仕様書の2. 2項で交換を要すると判定された部品等を2. 4項により交換された部品等は、次の書類に記録し、監督官に提出するものとする。
 - 1) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式2）
 - 2) 会社準備品の場合：使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- b) 板金・加工 板金・加工は、変形又は腐食等により原型を損なわれた場合に行い、板金加工箇所に応じ最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 組立・調整は、この仕様書の2. 3. 2項で使用可能品と判定されたもの、又は2. 3. 3項により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組立を行い、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2. 3. 6 塗装等

- a) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては原則部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を得て実施する。
- b) 塗色 塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

2. 3. 7 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業を実施する場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判断した場合
ただし、この仕様書の1. 2項d) 2) に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3-1）及び計算内訳資料（別紙様式第3-2）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

2. 4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方において準備する。
- b) 部品・材料は原則として、製造会社の純正部品及び優良部品とする。優良部品については、日本自動車部品協会の推奨品又はこれらと同等の品質を有するものを使用しなければならない。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2. 5 機能・性能

車両等の機能・性能は、個別仕様書に引用されている技術指令書に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

2. 6 かし担保期限

かし担保期限は整備完成品の納入日から起算し、契約条項に定める1年とする。

2. 7 保証

- a) 車両等の引渡しから完成検査までの間における契約相手方の過失により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。
- b) 整備完成車両において、機能不良及び損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められた場合、契約相手方は無償で再修理の責任を負うものとする。

3 品質保証

3. 1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3. 2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4. 1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため包装を必要とするものは、部品等及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

4. 2 包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態等により一部を省略することができる。

- a) 調達要求番号
- b) 品名及び型式
- c) 部品番号
- d) 数量

5 その他の指示

5. 1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 点検整備記録簿
- b) 修理要領明細書（別紙様式第1）
- c) 官給部品使用明細書（別紙様式第2）
- d) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3-1）
- e) 計算内訳資料（別紙様式第3-2）
- f) 納品書・検査調書（別紙様式第4）
- g) 使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- h) その他契約担当官の指示するもの。

5. 2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

5. 3 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

5. 4 計測器・試験装置

車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

5. 5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5. 6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、官側の指示による。

- a) 車両等の受け渡し。
- b) 官給品の請求手続等
- c) 交換した旧部品の返納処置

| | |
|----|-----------------------------|
| 品名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|----|-----------------------------|

5.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

修理不能品発生(見込)報告書

航空自衛隊

第11飛行教育団

契約担当官殿

住所

会社名

印

代表者名

| | | | |
|--------|--|------|--|
| 調達要求番号 | | 物品番号 | |
| 契約年月日 | | 品名 | |
| 納期 | | 規格 | |
| 金額 | | 数量 | |

上記契約について、修理限度超過が見込まれるので、指示されたく報告します。

平成 年 月 日

監督官階級氏名

印

算出基準は、計算内訳資料のとおり。

計 算 内 訳 資 料

| | | | | |
|-----------|-----------------|--|--|--|
| 1 | 品 名 | | | |
| 2 | 物 品 番 号 | | | |
| 3 | 数 量 | | | |
| 4 | 取 得 価 格 | | | |
| 5 | 一 連 番 号 | | | |
| 6 | 直 接 材 料 | | | |
| | 加 工 費 | | | |
| | 直 接 経 費 | | | |
| | (製 造 原 価) | | | |
| | 一 般 管 理 費 | | | |
| | (総 原 価) | | | |
| | 支 払 利 子 | | | |
| | 利 益 | | | |
| | 梱 包 ・ 輸 送 費 | | | |
| (修 理 費) | | | | |
| 7 | 官 給 部 品 費 | | | |
| 8 | 総 修 理 費 | | | |
| 9 | (8 ÷ 4) (%) | | | |
| 10 | 摘 要 | | | |

